

令和7年度「麹町なだ万 福岡別邸」を活用した英語圏外国人向け 魅力発信イベント開催業務に係る企画提案公募要領

この公募実施要領は、「令和7年度「麹町なだ万 福岡別邸」を活用した英語圏外国人向け魅力発信イベント開催業務」に係る企画提案公募に参加しようとする者（以下、「提案者」という。）が留意すべき事項を定めたものであり、企画提案者が以下の事項を踏まえ、企画提案書を提出するものとします。

なお、本公募は、令和7年度の当初予算成立後、速やかに業務を開始できるようにするため、当初予算成立前に公募を行うものであり、当初予算の成立状況によっては、事業の中止又は事業内容を変更して実施する場合があります。

1 業務目的

福岡県アンテナレストラン「麹町なだ万 福岡別邸」（以下、レストラン）において、英語圏外国人への拡散力のあるインフルエンサーや記者等に向けて、福岡県の魅力に触れる体験を提供し、参加者が本県の魅力を英語圏コミュニティ等へ発信することで、アンテナレストランへの誘客、さらに本県へのインバウンド誘客促進を図る。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度「麹町なだ万 福岡別邸」を活用した英語圏外国人向け
魅力発信イベント開催業務

(2) 業務仕様

別添「公募仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月16日（月）まで

(4) 履行場所

東京都千代田区麹町1-12-1
福岡県東京事務所

(5) 提案見積限度額

6,698千円（消費税及び地方消費税含む）

3 企画提案公募参加資格

次の要件が備わっている必要があります。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (2) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までの間にアからカのいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破

産者で復権を得ない者)

- イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成28年3月28日27総セ第25173号）に基づく指名停止期間中である者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
 - エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - オ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - カ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が確実にできること
- ※契約保証金（又は担保）は契約金額の100分の10以上の金額とする
 - ※県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、契約保証金を免除されることがあります
- (4) 共同体で参加する場合は、下記の要件を全て満たすこと
- ア 上記要件（1）（2）については、共同体の構成員全員が満たしていること
 - イ 上記要件（3）については、共同体の構成員のうち少なくとも1団体以上が満たしていること
 - ウ 必ず代表団体を定めること
 - エ 各構成員は、本募集への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと

4 企画提案公募スケジュール予定

令和7年6月9日（月）	公募開始
6月16日（月）	質問締切
6月30日（月）	提案締切
7月8日（火）	委託候補事業者決定
7月中旬	契約締結

5 企画提案に係る質問等について

- (1) 仕様書及び本公募要領に関する質問について
- 仕様書及び本公募要領に関する質問がある場合は、「質問書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、下記により提出すること。提出期限を過ぎた質問は受け付けできません。また、電話による質問は受け付けできません。
- ア 提出期限：令和7年6月16日（月）12時まで
 - イ 提出先：福岡県東京事務所（アンテナレストラン担当）

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-12-1

電話：03-3261-9861 FAX：03-3263-7474

メール：yokamon-yokatoko@pref.fukuoka.lg.jp

ウ 提出方法：FAX 又はメール（持参でも可）

※本企画提案公募にかかる説明会は実施しません

(2) 上記(1)の質問に対する回答について

令和7年6月20日(金)17時までに、本県提案公募を掲載しているサイトに回答文を掲載します。(質問者名は記載しません)

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答します。

6 企画提案書の作成方法等

提案対象となる業務内容について、下記(1)から(4)の事項を記載してください。

(1) 提案事業者の概要

- ・ 提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等
- ・ 業務を受託するにあたってのセールスポイント
- ・ 委託事業を適切に実施するために必要な実績(特に当該事業に類似した事業のもの)

(2) 業務全体の概要

- ・ 業務全体の運営管理、業務実施体制
(スタッフの業務分担、業務スケジュール)
- ・ 個人情報保護に関する取組
(個人情報の管理方法、プライバシーマークの取得状況等)

(3) 業務内容の詳細

- ・ 別添「公募仕様書」のとおり
- ・ 招聘可能なメディア関係者、インフルエンサー等を明示すること。

(4) 提案見積書の作成

- ・ 本業務に係る一切の経費を見積もることとする。様式は任意とするが、対象業務ごとに内訳がわかるよう積算根拠を明示した提案見積書を作成すること。
- ・ 一般管理費は本委託業務にかかる必要経費全体の10%以内で設定すること。
- ・ 契約金額については、提出された提案書の評価を行い、業務実施候補者を選定した後、候補者に対し、改めて見積書提出の依頼を行い決定します。

(5) 提案書の様式

- ・ 提案書の用紙は、A4版片面印刷で作成してください。ただし、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズを変更することは差し支えません。
- ・ 表紙には、「令和7年度「麹町なだ万 福岡別邸」を活用した英語圏外国人向け魅力発信イベント開催業務提案書」と記載し、提出年月日、会社名(団体名)を記載してください。
- ・ 企画提案書は簡潔かつ明瞭に記載してください。

- ・ 文字の大きさは、10.5ポイント以上とします。(表題、図表を除く)
- (6) 提出部数
- ・ 提出部数：10部
- (7) 提案書の提出期限及び提出方法
- ア 提出先
上記4(1)イの場所
 - イ 提出期限
令和7年6月30日(月)17時(必着)
 - ウ 提出方法
持参又は郵送による
 - エ その他
県で定めた様式「会社概要」も記入し、同封すること
- (8) その他
- ・ 提出された企画提案書等は委託先の選定のみを使用します。
 - ・ 提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とします。
 - ・ 本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とします。
 - ・ 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却いたしません。
 - ・ 提案書は、情報公開請求を受けた場合、県情報公開条例にもとづき、原則として開示します。

7 業務実施予定者の選定

- (1) 選定方法
県が設置する選定委員会において、書面審査を行い、最も優秀な提案を行った者を委託先候補者として選定します。
- (2) 審査基準
別表のとおり
- (3) 提案者が1者又はいない場合の取扱い
提案者が1者であっても、委託先候補者として選定するかを決定します。また提案者がいない場合には事業内容を見直し、再公募を行います。
- (4) 審査結果の通知
審査後、速やかに提案者に通知します。

8 審査基準

審査は別表に示す評価項目により採点し、委員会委員の合計点数が最も高い提案事業者を業務実施予定者とします。合計点数が同点となった場合は、委員会の協議により選定します。なお、満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しません。また、提案事業者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を超えたときは業務実施予定者として選定します。

9 委託契約について

- (1) 業務実施予定者として選定した提案事業者契約協議を行います。
なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。
- (2) 契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定します。
- (3) 契約にあたっては、委託契約額（消費税込）の100分の10以上の金額を契約保証金として、県に納めていただきます。
なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還します。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。
ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。

10 問い合わせ先

福岡県東京事務所 アンテナレストラン担当
担当：大淵、樺島
電 話：03-3261-9861
FAX：03-3263-7474
メール：yokamon-yokatoko@pref.fukuoka.lg.jp